



宮 崎 県 公 報

平成25年5月9日(木曜日) 第 2486 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示	頁
○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額の一部を改正する告示…………… (人事課) 1	
○救急診療所の認定…………… (医療業務課) 2	
○指定自立支援医療機関(精神通院医療)の名称及び所在地の変更…………… (障害福祉課) 2	

公 告	
○調理師試験の実施…………… (衛生管理課) 2	
○製菓衛生師試験の実施…………… (“) 2	
○土地改良区の役員の就退任の届出(2件) …… (農村整備課) 3	
○公共測量終了の通知…………… (管理課) 4	
○落札者等の公告…………… 4	
人事委員会規則	
○通勤手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 4	
海区漁業調整委員会指示	
○漁業法に基づく指示…………… 5	

告 示

宮崎県告示第 303号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額(平成4年宮崎県告示第560号)の一部を次のように改正する。

平成25年5月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。			議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。		
年齢階層	最低限度額	最高限度額	年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,613円	12,954円	20歳未満	4,503円	12,935円
20歳以上25歳未満	5,028円	12,954円	20歳以上25歳未満	5,007円	12,935円
25歳以上30歳未満	5,648円	13,090円	25歳以上30歳未満	5,618円	13,634円
30歳以上35歳未満	6,208円	15,944円	30歳以上35歳未満	6,112円	16,130円
35歳以上40歳未満	6,647円	18,498円	35歳以上40歳未満	6,527円	18,535円
40歳以上45歳未満	6,925円	21,685円	40歳以上45歳未満	6,741円	21,911円
45歳以上50歳未満	6,903円	23,524円	45歳以上50歳未満	6,861円	24,455円
50歳以上55歳未満	6,551円	24,551円	50歳以上55歳未満	6,479円	24,995円
55歳以上60歳未満	5,757円	23,052円	55歳以上60歳未満	5,811円	23,171円
60歳以上65歳未満	4,602円	19,090円	60歳以上65歳未満	4,683円	19,816円
65歳以上70歳未満	[略]	15,247円	65歳以上70歳未満	[略]	14,376円
70歳以上	[略]	12,954円	70歳以上	[略]	12,935円

附 則

(施行期日等)

- この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額(以下「改正後の告示」という。)の表の55歳以上60歳未満の項及び60歳以上65歳未満の項の最低限度額並びに25歳以上30歳未満の項、30歳以上35歳未満の項、35歳以上40歳未満の項、40歳以上45歳未満の項、45

歳以上50歳未満の項、50歳以上55歳未満の項、55歳以上60歳未満の項及び60歳以上65歳未満の項の最高限度額の規定は、平成25年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の告示の表の55歳以上60歳未満の項及び60歳以上65歳未満の項の最低限度額並びに25歳以上30歳未満の項、30歳以上35歳未満の項、35歳以上40歳未満の項、40歳以上45歳未満の項、45歳以上50歳未満の項、50歳以上55歳未満の項、55歳以上60歳未満の項及び60歳以上65歳未満の項の最高限度額の規定は、平成25年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

宮崎県告示第 304号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成25年5月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
上田脳神経外科	宮崎市大字本郷北方2703番地

2 救急病院等の認定の有効期間

平成25年4月28日から平成28年4月27日まで

宮崎県告示第 305号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の名称及び所在地変更について次のとおり届出があった。

平成25年5月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	名 称 所在地		変 更 年月日
		変更前	変更後	
くぼはら訪問 看護ステーション	都城市	訪問看護ステーション くぼはら	くぼはら訪問看護ステーション	平成25年 4月1日
		都城市久保原町13街区 3の2号	都城市平塚町3172-1	平成25年 4月1日

公 告

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により、平成25年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成25年5月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 試験の期日

平成25年7月29日（月曜日）

2 試験の場所

第1試験場

宮崎県総合保健センター（宮崎市霧島1丁目1番地2）

J A ・ A Z Mホール（宮崎市霧島1丁目1番地1）

第2試験場

南九州大学都城キャンパス（都城市立野町3764番地1）

第3試験場

ホテルベルフォート日向（日向市上町7番地3）

3 試験時間及び試験科目

時間	午後1時30分から午後3時30分まで
科目	食文化概論 衛生法規 公衆衛生学 栄養学 食品学 食品衛生学 調理理論

4 受験願書の受付期間

平成25年5月27日（月曜日）から6月7日（金曜日）まで
（土曜日及び日曜日を除き、午前9時から午後5時まで）

5 受験願書の提出先

住所地又は就業施設の所在地を管轄する保健所の長を経由して知事に提出すること。

6 受験手数料

6,100円（宮崎県収入証紙により納付すること。）

7 合格発表

平成25年9月3日（火曜日）とし、合格者の受験番号を各保健所にて公示する。

8 その他

詳細については、最寄りの保健所又は宮崎県福祉保健部衛生管理課（電話0985-26-7077）に問い合わせること。

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定により、平成25年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成25年5月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 試験の期日

平成25年7月29日（月曜日）

2 試験の場所

宮崎県総合保健センター（宮崎市霧島1丁目1番地2）

3 試験時間及び試験科目

時間	午後1時30分から午後3時30分まで
科目	衛生法規 公衆衛生学 食品学 食品衛生学 栄養学 製菓理論及び実技（実技は、和菓子、洋菓子又は製パンのいずれか1つを選択）

4 受験願書の受付期間

平成25年5月27日（月曜日）から6月7日（金曜日）まで
（土曜日及び日曜日を除き、午前9時から午後5時まで）

5 受験願書の提出先

住所地又は就業施設の所在地を管轄する保健所の長を経由して知事に提出すること。

6 受験手数料

9,400円(宮崎県収入証紙により納付すること。)

7 合格発表

平成25年9月3日(火曜日)とし、合格者の受験番号を各保健所にて公示する。

8 その他

詳細については、最寄りの保健所又は宮崎県福祉保健部衛生管理課(電話0985-26-7077)に問い合わせること。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、川南原土地改良区(川南町)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成25年5月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住 所
理事長	河野康哉	川南町大字川南 11800
副理事長	永友克幸	川南町大字川南 27193
理事	川田昌克	川南町大字川南3204-10
理事	野邨安文	川南町大字川南3303-7
理事	森 信幸	川南町大字平田5593-2
理事	黒木敬徳	川南町大字川南 16998
理事	堀口眞彦	木城町大字高城2784-2
理事	椎木幸朗	川南町大字川南 231
理事	久保生造	川南町大字平田5712-4
理事	松元勇一	川南町大字川南 24801
理事	岩切光彦	川南町大字川南 20868
監事	佐藤 誠	川南町大字川南 23231
監事	中嶋武光	川南町大字平田1479
監事	水口省三	川南町大字川南 16707-4

(任期:平成29年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住 所
理事長	野邨安文	川南町大字川南3303-7
副理事長	堀口眞彦	木城町大字高城2784-2

理事	松浦 長	川南町大字川南 19443-2
理事	長友安雄	川南町大字川南 11401
理事	河野康哉	川南町大字川南 11800
理事	中村哲夫	川南町大字平田4958-13
理事	杉尾文敏	川南町大字川南 629
理事	永友克幸	川南町大字川南 27193
理事	森 信幸	川南町大字平田5593-2
理事	黒木敬徳	川南町大字川南 16998
理事	佐藤 誠	川南町大字川南 23231
監事	水口省三	川南町大字川南 16707-4
監事	川田昌克	川南町大字川南3204-10
監事	吉玉建一	川南町大字川南 12557-7

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、都南土地改良区(都農町)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成25年5月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住 所
理事	永友正富	都農町大字川北3189番地
理事	黒木孝幸	都農町大字川北2145番地
理事	江藤安弘	都農町大字川北2177番地2
理事	黒木直実	都農町大字川北1694番地
理事	河野通廣	都農町大字川北1381番地
理事	坂田精則	都農町大字川北 984番地12
理事	猪股三郎	都農町大字川北1750番地
理事	河野文昭	都農町大字川北 409番地2
理事	黒木 忍	都農町大字川北1256番地1
監事	江藤美智也	都農町大字川北2178番地1

監 事	坂 田 博 実	都農町大字川北 981番地 3
監 事	黒 木 幸 榮	都農町大字川北1299番地

（任期：平成29年3月31日まで）

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	黒 木 孝 幸	都農町大字川北2145番地
副理事長	植 田 常 一	都農町大字川北1989番地 2
理 事	永 友 延 彦	都農町大字川北3282番地
理 事	黒 木 政 昭	都農町大字川北1877番地
理 事	黒 木 直 実	都農町大字川北1694番地
理 事	河 野 通 廣	都農町大字川北1381番地
理 事	赤 木 幸	都農町大字川北3723番地 2
理 事	河 野 文 昭	都農町大字川北 409番地 2
理 事	黒 木 麻 芳	都農町大字川北2134番地 1
監 事	黒 木 博 幸	都農町大字川北2190番地 2
監 事	坂 田 博 実	都農町大字川北 981番地 3

監 事	黒 木 幸 榮	都農町大字川北1299番地
-----	---------	---------------

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、宮崎県公報第2445号により公告した公共測量（新田土地区画整理事業 4 級基準点測量及び街区・画地出来形確認測量）が平成25年3月28日終了した旨、都城市長から通知があった。

平成25年5月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成25年5月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
宮崎県人事給与システム保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県総務部人事課法令遵守・人給システム担当 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成25年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目 7 番 1 号
- 5 随意契約に係る契約金額
29,966,563円
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号）第10条第 1 項第 2 号に該当

人事委員会規則

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年5月9日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第11号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（支給単位期間） 第17条の3 [略]</p> <p>2 前項第 1 号に掲げる普通交通機関等又は特急列車等について、次の各号のいずれかに掲げる事由が同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、<u>前項の規定にかかわらず</u>、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 長期間の研修等のために旅行をすること。</p>	<p>（支給単位期間） 第17条の3 [略]</p> <p>2 前項第 1 号に掲げる普通交通機関等又は特急列車等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（<u>前条第 1 項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。</u>）が前項第 1 号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、<u>同項の規定にかかわらず</u>、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） <u>地公法第55条の 2 第 1 項ただし書に規定する許可を受け、</u></p>

教特法第26条第1項の規定により休業し、外国派遣条例第2条第1項若しくは公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、地公法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をし、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること

(3)～(5) [略]

(3)～(5) [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

海区漁業調整委員会指示

宮崎海区漁業調整委員会指示第 102号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第67条第1項の規定に基づき、うみさち3号の流出に伴う宮崎県浮魚礁利用協議会県北部会が設置する浮魚礁について、次のとおり指示する。

平成25年5月9日

宮崎海区漁業調整委員会会長 村 田 壽

- 1 浮魚礁の位置は、北緯32度20分、東経 132度02分の点より半径1海里以内とする。
- 2 浮魚礁の利用については宮崎海区漁業調整委員会指示第61号を適用する。
- 3 この指示の有効期間は平成25年5月9日から平成30年3月31日までとする。

--	--